

歯科診療報酬2.3%引上げ



平成6年
3月25日
第69号

発行所
広島県歯科医師
政治連盟
広島市中区富士見町11-9
TEL (082) 241-5525
編集兼発行人 青井隆男

有床義歯調整指導新設

実施四月一日(一部十月)

金属床総義歯特療化六月一日

中医協経過報告

二月十日の中医協全員懇談会では、前回の「中医協意見取りまとめ」に従って政府と折衝の結果、決まった診療報酬改定額、改定時期について厚生省事務局より次のとおり報告が行われた。

○改定額…全体四・八%
(医科五・二%、歯科二・三%、調剤二・一%)
○実施時期…平成六年四月一日

※ただし、付き添い看護・介護の是正、在宅医療の推進、入院時の食事に関する改定については、制度改正との関連から十月一日に実施する。

その内訳は全体で一・五%(医科一・七%、歯科一・二%、調剤一・〇%)

したがって、四月一日から直ちに実施される改定額は全体で三・三%(医科三・五%、歯科二・一%、調剤二・〇%)となる。

また、薬価基準、材料価格が医療費ベースで二・一%程度引下げられる。これについて一号側からの確認に対して、事務局より「実施は四月と十月の二回に分けての実施である。十月の制度改正分は今後可及的、具体的に検討する。四月実施の財源の保険財政への影響は殆どないと考えている。したがって、保険料変更には繋がらない」旨説明、了承された。

続いて、十月実施分の改定内容について審議が行われた後、社会保険診療報酬改定検討項目(メモ)について説明が行われた。

○医療技術の適正評価
・歯科医療技術の評価
・診療料、手術、歯冠修復等の評価
・有床義歯についての技術料の見直し
・有床義歯装着後の手当、有床義歯長期調整

○在宅医療の推進
・在宅歯科診療の評価
・在宅訪問診療等の硬直した取扱いの調整
・施設入所者へのアクセス、在宅診療の加算等

○患者の心身の特性に応じた診療報酬評価
・心身障害者に対する歯科診療の評価
・診療料評価の引上げ

○患者ニーズの多様化への対応
・金属床総義歯の特療化
・費用削減への検討
なお、医科では甲乙の両者の整合性を考慮して事前に対応すべきものは四月の改定で手当てする必要があるとした。

二月十六日の全員懇談会では、前回要請のあった社会保険診療報酬改定項目の細目について厚生省事務局より説明後、意見交換が行われた。

歯科については、金属床総義歯の特療化について、新しい方式の導入であり、最初から誤りのない形の発足をしたいので、周知徹底の期間を暫く置くことへの理解を求めた。

これに対し、一号側から「長年の懸案であり、皆十分に理解できているのではなか」との反論もあつたが、長年いろいろ議論ばかりが先行した嫌いもあり、振り当てた財源の無駄を承知で周知徹底をはかり、正しい運用をしたいという気持ちも理解して欲しい、と医科側からも歯科がそう考えているのだから認めあてて欲しいとの助言があつた。さらには、館会長も「私が中医協委員になつた初めの頃からの問題が論じ続けられたことは大変に結構なことと思う」旨の感想が述べられ、六月一日実施の方向で合意を得た。

二月二十一日の中医協は、館委員が任期満了再任となり、改めて会長の選出が必要となるため、総会が開催された。

館委員を会長に再選した後、厚生大臣より診療報酬改定にかかわる諮問を受けたことになり、大臣代理として保険局長から館会長に諮問書が手渡された。

ここで、全員懇談会に切り替えられ、諮問内容等について各担当事務局より概略説明が行われた後、意見交換がなされ、一号側より「特定療養費の活用について要望があり、歯科について今回、金属床総義歯が特定療養費の対象となり、患者の負担が少しでも軽減されることになったことは大変結構なことと考えているが、自由診療部分の金額が非常に高くなつてきたりすれば意味がなくなる。歯科医師会等でも適切な対応をして欲しい」旨の発言があつた。

これに対し、歯科側としては、そのような事態が起きないよう、この制度の主旨等を周知徹底すべく実施

答申書

平成六年二月二十一日厚生省発第第一三三号をもって諮問のあった件について、諮問のとおり改正することを了承。

今回の診療報酬改定に当たり、本協議会として意見の一致をみたので、厚生省としてもその実施に努められた。

一、診療報酬基本問題小委員会報告書(平成五年九月二十四日)に盛り込まれた事項については論議を深め必要な改善を早期に実現すること

二、医療費の増加要因の分析を行うとともに、原価五、今回予定されている医療費の適正な配分が図られるように努めていくこと

三、承認事項の届出事項化

四、届出事項についての院内掲示等情報公開を促進するとともに特定療養費制度の運用に当たって患者に対して十分な情報提供がなされ、患者の自由な選択と同意が確保されるよう配慮すること

五、今回予定されている医療保険制度改正に関連する診療報酬改定等は、今後更に本協議会で論議を深めていくこととする

健康保険制度等の改正案要綱

第一 改正の趣旨

医療保険制度を通じ、国民の多様なニーズに応じながら、良質かつ適切な医療を効率的かつ安定的に提供していくため、保険給付の範囲・内容等を見直し、療養の給付に係る規定の整備、訪問看護療養費及び入院時食事療養費の創設、出産育児一時金の創設、その他所要の改正を行うものである。

第二 健康保険制度の改正

一、「療養の給付」に関する事項

(1) 看護・介護に係る保険医療機関における看護・介護サービスを提供し、保険外負担の軽減を図るため、付添看護・介護に係る給付は、保険者が直接行うものとする

(2) 在宅医療の推進を図るため、療養の給付として居室における療養上の管理及び看護を法文上明確に位置付けること

(3) 入院時の食事に係る給付の見直し
入院時の食事サービスの向上及び入院と在宅との負担の公平を図るため、入院時の食事に係る給付の方式を改め、新たに入院時食事療養費の支給制度を設けること

(4) 移送の現金給付化
患者移送の実態等に鑑み、移送に係る給付は、療養の給付として保険者が行うという従来の規定を改め、移送費または家族移送費という現金給付に改めること

第三 訪問看護制度に関する事項

(1) 在宅医療を推進するため、難病患者や末期がん患者等の在宅患者が、指定訪問看護事業者の看護士等から訪問看護サービスを受けたときは、保険者は訪問看護療養費を支給すること

(2) 訪問看護療養費の額は、訪問看護に要する平均的な費用を勘案して厚生大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し定めることとする

(3) 訪問看護療養費として支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、指定訪問看護事業者に対しその費用を支払うことができるものとする

(4) また、訪問看護事業者は、被保険者から利用料の支払を受けた場合には、領収証を交付しなければならないものとする

都道府県知事は、申

二月十日の中医協全員懇談会では、前回の「中医協意見取りまとめ」に従って政府と折衝の結果、決まった診療報酬改定額、改定時期について厚生省事務局より次のとおり報告が行われた。

○改定額…全体四・八%
(医科五・二%、歯科二・三%、調剤二・一%)
○実施時期…平成六年四月一日

※ただし、付き添い看護・介護の是正、在宅医療の推進、入院時の食事に関する改定については、制度改正との関連から十月一日に実施する。

その内訳は全体で一・五%(医科一・七%、歯科一・二%、調剤一・〇%)

したがって、四月一日から直ちに実施される改定額は全体で三・三%(医科三・五%、歯科二・一%、調剤二・〇%)となる。

また、薬価基準、材料価格が医療費ベースで二・一%程度引下げられる。これについて一号側からの確認に対して、事務局より「実施は四月と十月の二回に分けての実施である。十月の制度改正分は今後可及的、具体的に検討する。四月実施の財源の保険財政への影響は殆どないと考えている。したがって、保険料変更には繋がらない」旨説明、了承された。

続いて、十月実施分の改定内容について審議が行われた後、社会保険診療報酬改定検討項目(メモ)について説明が行われた。

○医療技術の適正評価
・歯科医療技術の評価
・診療料、手術、歯冠修復等の評価
・有床義歯についての技術料の見直し
・有床義歯装着後の手当、有床義歯長期調整

○在宅医療の推進
・在宅歯科診療の評価
・在宅訪問診療等の硬直した取扱いの調整
・施設入所者へのアクセス、在宅診療の加算等

○患者の心身の特性に応じた診療報酬評価
・心身障害者に対する歯科診療の評価
・診療料評価の引上げ

○患者ニーズの多様化への対応
・金属床総義歯の特療化
・費用削減への検討
なお、医科では甲乙の両者の整合性を考慮して事前に対応すべきものは四月の改定で手当てする必要があるとした。

二月十六日の全員懇談会では、前回要請のあった社会保険診療報酬改定項目の細目について厚生省事務局より説明後、意見交換が行われた。

歯科については、金属床総義歯の特療化について、新しい方式の導入であり、最初から誤りのない形の発足をしたいので、周知徹底の期間を暫く置くことへの理解を求めた。

これに対し、一号側から「長年の懸案であり、皆十分に理解できているのではなか」との反論もあつたが、長年いろいろ議論ばかりが先行した嫌いもあり、振り当てた財源の無駄を承知で周知徹底をはかり、正しい運用をしたいという気持ちも理解して欲しい、と医科側からも歯科がそう考えているのだから認めあてて欲しいとの助言があつた。さらには、館会長も「私が中医協委員になつた初めの頃からの問題が論じ続けられたことは大変に結構なことと思う」旨の感想が述べられ、六月一日実施の方向で合意を得た。

二月二十一日の中医協は、館委員が任期満了再任となり、改めて会長の選出が必要となるため、総会が開催された。

館委員を会長に再選した後、厚生大臣より診療報酬改定にかかわる諮問を受けたことになり、大臣代理として保険局長から館会長に諮問書が手渡された。

ここで、全員懇談会に切り替えられ、諮問内容等について各担当事務局より概略説明が行われた後、意見交換がなされ、一号側より「特定療養費の活用について要望があり、歯科について今回、金属床総義歯が特定療養費の対象となり、患者の負担が少しでも軽減されることになったことは大変結構なことと考えているが、自由診療部分の金額が非常に高くなつてきたりすれば意味がなくなる。歯科医師会等でも適切な対応をして欲しい」旨の発言があつた。

これに対し、歯科側としては、そのような事態が起きないよう、この制度の主旨等を周知徹底すべく実施

医療保険制度改正に関連する診療報酬改定等について

一、実施時期等

医療保険制度審議会答申(平成六年二月十八日)及び老人保健審議会答申(平成六年二月二十二日)により明らかとなった医療保険制度改正を前提として、その実施と同時に(平成六年十月一日予定)に左記の二、三及び四の診療報酬改定等を

また、薬価基準、材料価格が医療費ベースで二・一%程度引下げられる。これについて一号側からの確認に対して、事務局より「実施は四月と十月の二回に分けての実施である。十月の制度改正分は今後可及的、具体的に検討する。四月実施の財源の保険財政への影響は殆どないと考えている。したがって、保険料変更には繋がらない」旨説明、了承された。

続いて、十月実施分の改定内容について審議が行われた後、社会保険診療報酬改定検討項目(メモ)について説明が行われた。

○医療技術の適正評価
・歯科医療技術の評価
・診療料、手術、歯冠修復等の評価
・有床義歯についての技術料の見直し
・有床義歯装着後の手当、有床義歯長期調整

○在宅医療の推進
・在宅歯科診療の評価
・在宅訪問診療等の硬直した取扱いの調整
・施設入所者へのアクセス、在宅診療の加算等

○患者の心身の特性に応じた診療報酬評価
・心身障害者に対する歯科診療の評価
・診療料評価の引上げ

○患者ニーズの多様化への対応
・金属床総義歯の特療化
・費用削減への検討
なお、医科では甲乙の両者の整合性を考慮して事前に対応すべきものは四月の改定で手当てする必要があるとした。

二月十六日の全員懇談会では、前回要請のあった社会保険診療報酬改定項目の細目について厚生省事務局より説明後、意見交換が行われた。

歯科については、金属床総義歯の特療化について、新しい方式の導入であり、最初から誤りのない形の発足をしたいので、周知徹底の期間を暫く置くことへの理解を求めた。

これに対し、一号側から「長年の懸案であり、皆十分に理解できているのではなか」との反論もあつたが、長年いろいろ議論ばかりが先行した嫌いもあり、振り当てた財源の無駄を承知で周知徹底をはかり、正しい運用をしたいという気持ちも理解して欲しい、と医科側からも歯科がそう考えているのだから認めあてて欲しいとの助言があつた。さらには、館会長も「私が中医協委員になつた初めの頃からの問題が論じ続けられたことは大変に結構なことと思う」旨の感想が述べられ、六月一日実施の方向で合意を得た。

二月二十一日の中医協は、館委員が任期満了再任となり、改めて会長の選出が必要となるため、総会が開催された。

館委員を会長に再選した後、厚生大臣より診療報酬改定にかかわる諮問を受けたことになり、大臣代理として保険局長から館会長に諮問書が手渡された。

ここで、全員懇談会に切り替えられ、諮問内容等について各担当事務局より概略説明が行われた後、意見交換がなされ、一号側より「特定療養費の活用について要望があり、歯科について今回、金属床総義歯が特定療養費の対象となり、患者の負担が少しでも軽減されることになったことは大変結構なことと考えているが、自由診療部分の金額が非常に高くなつてきたりすれば意味がなくなる。歯科医師会等でも適切な対応をして欲しい」旨の発言があつた。

これに対し、歯科側としては、そのような事態が起きないよう、この制度の主旨等を周知徹底すべく実施

二、付添看護・介護に係る療養費に関する事項
付添看護・介護を、平成七年度末をもって解消するため、現行の付添看護・介護に係る療養費は、平成七年度末までの間(計画的に移行していることなど、厚生大臣の定める要件に該当するもの)として都道府県知事の承認を得た医療機関における付添看護・介護については、平成八年度以後厚生大臣の定める日までの間に限り、支給できるものとする

三、訪問看護制度に関する事項

(1) 在宅医療を推進するため、難病患者や末期がん患者等の在宅患者が、指定訪問看護事業者の看護士等から訪問看護サービスを受けたときは、保険者は訪問看護療養費を支給すること

(2) 訪問看護療養費の額は、訪問看護に要する平均的な費用を勘案して厚生大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し定めることとする

(3) 訪問看護療養費として支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、指定訪問看護事業者に対しその費用を支払うことができるものとする

(4) また、訪問看護事業者は、被保険者から利用料の支払を受けた場合には、領収証を交付しなければならないものとする

都道府県知事は、申

二、付添看護・介護の解消

医療保険制度審議会答申(平成六年二月十八日)及び老人保健審議会答申(平成六年二月二十二日)により明らかとなった医療保険制度改正を前提として、その実施と同時に(平成六年十月一日予定)に左記の二、三及び四の診療報酬改定等を

また、薬価基準、材料価格が医療費ベースで二・一%程度引下げられる。これについて一号側からの確認に対して、事務局より「実施は四月と十月の二回に分けての実施である。十月の制度改正分は今後可及的、具体的に検討する。四月実施の財源の保険財政への影響は殆どないと考えている。したがって、保険料変更には繋がらない」旨説明、了承された。

続いて、十月実施分の改定内容について審議が行われた後、社会保険診療報酬改定検討項目(メモ)について説明が行われた。

○医療技術の適正評価
・歯科医療技術の評価
・診療料、手術、歯冠修復等の評価
・有床義歯についての技術料の見直し
・有床義歯装着後の手当、有床義歯長期調整

○在宅医療の推進
・在宅歯科診療の評価
・在宅訪問診療等の硬直した取扱いの調整
・施設入所者へのアクセス、在宅診療の加算等

○患者の心身の特性に応じた診療報酬評価
・心身障害者に対する歯科診療の評価
・診療料評価の引上げ

○患者ニーズの多様化への対応
・金属床総義歯の特療化
・費用削減への検討
なお、医科では甲乙の両者の整合性を考慮して事前に対応すべきものは四月の改定で手当てする必要があるとした。

二月十六日の全員懇談会では、前回要請のあった社会保険診療報酬改定項目の細目について厚生省事務局より説明後、意見交換が行われた。

歯科については、金属床総義歯の特療化について、新しい方式の導入であり、最初から誤りのない形の発足をしたいので、周知徹底の期間を暫く置くことへの理解を求めた。

これに対し、一号側から「長年の懸案であり、皆十分に理解できているのではなか」との反論もあつたが、長年いろいろ議論ばかりが先行した嫌いもあり、振り当てた財源の無駄を承知で周知徹底をはかり、正しい運用をしたいという気持ちも理解して欲しい、と医科側からも歯科がそう考えているのだから認めあてて欲しいとの助言があつた。さらには、館会長も「私が中医協委員になつた初めの頃からの問題が論じ続けられたことは大変に結構なことと思う」旨の感想が述べられ、六月一日実施の方向で合意を得た。

二月二十一日の中医協は、館委員が任期満了再任となり、改めて会長の選出が必要となるため、総会が開催された。

館委員を会長に再選した後、厚生大臣より診療報酬改定にかかわる諮問を受けたことになり、大臣代理として保険局長から館会長に諮問書が手渡された。

ここで、全員懇談会に切り替えられ、諮問内容等について各担当事務局より概略説明が行われた後、意見交換がなされ、一号側より「特定療養費の活用について要望があり、歯科について今回、金属床総義歯が特定療養費の対象となり、患者の負担が少しでも軽減されることになったことは大変結構なことと考えているが、自由診療部分の金額が非常に高くなつてきたりすれば意味がなくなる。歯科医師会等でも適切な対応をして欲しい」旨の発言があつた。

これに対し、歯科側としては、そのような事態が起きないよう、この制度の主旨等を周知徹底すべく実施

二、付添看護・介護に係る療養費に関する事項
付添看護・介護を、平成七年度末をもって解消するため、現行の付添看護・介護に係る療養費は、平成七年度末までの間(計画的に移行していることなど、厚生大臣の定める要件に該当するもの)として都道府県知事の承認を得た医療機関における付添看護・介護については、平成八年度以後厚生大臣の定める日までの間に限り、支給できるものとする

三、訪問看護制度に関する事項

(1) 在宅医療を推進するため、難病患者や末期がん患者等の在宅患者が、指定訪問看護事業者の看護士等から訪問看護サービスを受けたときは、保険者は訪問看護療養費を支給すること

(2) 訪問看護療養費の額は、訪問看護に要する平均的な費用を勘案して厚生大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し定めることとする

(3) 訪問看護療養費として支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、指定訪問看護事業者に対しその費用を支払うことができるものとする

(4) また、訪問看護事業者は、被保険者から利用料の支払を受けた場合には、領収証を交付しなければならないものとする

都道府県知事は、申

(二面より続く)

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

また、指定訪問看護
 事業者は、船員保
 険法、国民健康保
 険法等の訪問看護
 を提供するもの
 であること。

小早川隆幸氏、瓜生弘氏 優秀党員表彰を受く

第三十三回
 自民党広島支部連合会大会開催



瓜生氏



小早川氏

平成六年三月十三日(日)
 午後一時より「広島国際会
 議場」に於て標記大会が開
 催された。来賓の方々が入
 場の後互礼、国歌斉唱、物
 故会員に黙禱、開会の辞に

次に池田行彦会長の挨拶
 があり、来賓祝辞の後表彰
 に移った。この席上、小早
 川隆幸(呉)、瓜生弘(広
 島)の両氏は、永年にわた
 り自民党広島支部連合会支
 部の発展に寄与された功績
 により、優秀党員表彰を受
 けた。

続いて大山広司幹事長より
 「来年四月には県議員の
 選挙をはじめ、統一地方選
 挙が行われ、七月には参議
 院の選挙がある。新党プ
 ームも未だおさまる気配がな
 い中で厳しい戦いが予想さ
 れます。皆さんのご理解と
 ご支援を賜りますようお願い
 いたします」と党勢報告を行
 った。

三月二日午後一時より標
 記委員会が開催された。審
 議に先立ち「会員の政治意
 識調査結果」が秋山委員
 (理事長)より報告された。
 調査結果を総括すると、松

井、原両氏については、選
 挙に向けてかなり厳しい結
 果がだされ、木暮議員も実
 績の評価や適任性に厳しい
 結果が示された。
 この後協議に入り、松井、

原両氏の選考の進め方につ
 いて意見が交わされた。そ
 の結果、今回は採択を見送
 り、松井、原両氏の推薦母
 体である関東、近北地区に
 それぞれ持ち帰り、会員の
 意識調査結果等を踏まえ各
 県とも十分協議し、その結
 果を次回委員会に諮った上
 で、採択及び答申の取扱い
 を協議することとした。

二月二十五日開催された
 第十一回常任理事会・第八
 回理事会合同会議におい
 て、木暮山議員の自民党
 離党にともなう組織代表と
 しての一連の行動について
 協議の結果、木暮議員に対
 して支持団体としての推薦

な家計における食費状
 況が著しく変動したと
 きには、標準負担額を
 速やかに改定するもの
 とすること。

標準負担額については、
 総務庁の家計
 調査における一人当
 りの平均的食費の支
 出を勘案して平成六
 年度には一日八〇〇
 円とし、低所得者は
 一日六〇〇円とする
 こと。

この額を定めある
 いは改定するときに
 は、医療保険審議会
 に諮問すること。

保険者は、入院時食
 事療養費として支給す
 べき額の限度におい
 て、被保険者に代わ
 り、保険医療機関等に
 対しその費用を支払う
 ことができるものとす
 ること。

保険医療機関等は、
 被保険者から支払いを
 受けた場合には、領収
 証を交付しなければな
 らないこと。

入院時の食事の提供
 は、省令の定めるとこ
 ろにより保険医療機関
 等が行うものとするこ
 と。

入院時の食事に係る
 給付の額は、現行二
 十八日分(現行二
 十六日分)以上の保
 険料が納付されてい
 るものとする。

現行の分娩費と
 育児手当金を包括化
 し、出産育児一時金と
 して政令で定める額
 (三〇万円)を支給す
 ること。また、被扶養
 者である配偶者が分娩
 したときは、同様に
 配偶者出産育児一時金
 を支給すること。

被扶養者がいない被
 保険者が入院した際
 の傷病手当金及び出産
 手当金の額の算定に
 関し、その減額措置(標
 準報酬日額の六割を四
 割に減額)を廃止する
 こと。

政府管掌健康保険事
 業の入院時食事療養
 費、訪問看護療養費等
 に要する費用について
 は、国庫は療養の給付
 に係る補助と同様の補
 助を行うものとするこ
 と。

健康保険法第六十九
 条の七の規定による被
 保険者に関する事項
 (1) 労働時間の短縮に
 伴い、療養の給付等
 の受給要件を改め、
 前二箇月に通算して
 二十六日分(現行二
 十八日分)以上の保
 険料が納付されてい
 るものとする。

療養の給付、付添
 看護・介護に係る療
 養費、訪問看護療養
 費、入院時食事療養
 費、現金給付及び国
 の負担に関する事項
 について、一般の被
 保険者と同様の改正
 を行うこと。

その他の事項
 十一、その他の規定の
 整備を行うこと。

健康保険制度の改正
 一、健康保険制度の改正
 に準じた改正
 療養の給付、付添
 看護・介護に係る療
 養費、訪問看護療養
 費、入院時食事療養
 費、現金給付及び保
 険料に関する事項につ
 き、健康保険制度の
 改正に準じた改正を
 行うこと。

富田政連副理事長(逝去)
 富田政連副理事長(安佐
 支部長)の富田征士氏は、
 去る二月六日逝去された。
 故人は、平成三年より現
 職に就任され、県歯政連組
 織の発展に寄与された。
 享年五十六才。謹んでご
 冥福をお祈り申しあげま
 す。



富田政連副理事長(逝去)

富田政連副理事長(安佐
 支部長)の富田征士氏は、
 去る二月六日逝去された。
 故人は、平成三年より現
 職に就任され、県歯政連組
 織の発展に寄与された。
 享年五十六才。謹んでご
 冥福をお祈り申しあげま
 す。

富田政連副理事長(安佐
 支部長)の富田征士氏は、
 去る二月六日逝去された。
 故人は、平成三年より現
 職に就任され、県歯政連組
 織の発展に寄与された。
 享年五十六才。謹んでご
 冥福をお祈り申しあげま
 す。

富田政連副理事長(安佐
 支部長)の富田征士氏は、
 去る二月六日逝去された。
 故人は、平成三年より現
 職に就任され、県歯政連組
 織の発展に寄与された。
 享年五十六才。謹んでご
 冥福をお祈り申しあげま
 す。

富田政連副理事長(安佐
 支部長)の富田征士氏は、
 去る二月六日逝去された。
 故人は、平成三年より現
 職に就任され、県歯政連組
 織の発展に寄与された。
 享年五十六才。謹んでご
 冥福をお祈り申しあげま
 す。

富田政連副理事長(安佐
 支部長)の富田征士氏は、
 去る二月六日逝去された。
 故人は、平成三年より現
 職に就任され、県歯政連組
 織の発展に寄与された。
 享年五十六才。謹んでご
 冥福をお祈り申しあげま
 す。

答 申 書

平成六年二月十六日厚
 生省発保第九号をもって
 諮問のあった健康保険制
 度等の改正案について下
 記のとおり答申する。

今回の改正案は、国民
 の多様なニーズに応じた
 がら、良質なかつ適切な医
 療を効率的かつ安定的に
 提供していくという観点
 から、保険給付の範囲・
 内容等を見直し、今日重
 要な課題となっている付
 添看護・介護の是正や在
 宅医療の推進あるいは入
 院時の食事に係る給付の
 見直し等を一体的に実施
 しようとするものであり、
 昨年十二月八日の当
 審議会の建議書の考え方
 におおむね沿ったものと
 して、これを了承する。
 制度改正に当たって
 は、国民の理解が得られ
 るよう、改正の趣旨内容
 について周知を図るとと
 もに、付添看護・介護に
 係る給付の改革に当たっ
 ては、関係省庁と密接な
 連携を図りながら、病院
 における看護・介護サ
 ビスの質の確保や看護・
 介護職員の雇用の確保等
 に十分留意しつつ、円滑
 かつ着実な実施が図られ
 るよう、努められたい。
 なお、若干の委員か
 ら、入院時食事療養費に
 係る標準負担額の水準、
 特に低所得者のそれにつ
 いては、さらに配慮を行
 うべきであるとの意見が
 あった。

第三十三回
 自民党広島支部連合会大会開催

第三十三回
 自民党広島支部連合会大会開催

第三十三回
 自民党広島支部連合会大会開催

第三十三回
 自民党広島支部連合会大会開催

第三十三回
 自民党広島支部連合会大会開催

第三十三回
 自民党広島支部連合会大会開催

第三十三回
 自民党広島支部連合会大会開催

第三十三回
 自民党広島支部連合会大会開催